



文化遺産災害復興プログラム：文化は必要不可欠なものであり、
地域社会は文化遺産を糧に育つ。文化遺産がなければ、地域社会は死ぬ。

災害リスク削減に向けた図書館関連活動及び紛争・危機・自然災害時の 図書館関連活動に対する IFLA の関与の原則

国際図書館連盟 (IFLA) は、図書館及び情報に携わる人々を代表する国際的で信頼性のある組織である。IFLA は、その使命において、文化遺産である文書資料へのアクセシビリティの向上、保護、保存の推進に取り組んでいる。

2011年8月19日に、IFLA 運営理事会は、IFLA とその会員が、災害リスク削減に向けた図書館関連活動に携わる際及び紛争・危機・自然災害時において活用できるような、「関与の原則」を起草するための諮問委員会を立ち上げた。起草にあたっては、ハイチの復興活動における IFLA の関与や、IFLA が関わっている国際条約、協定類を参考にした。

災害リスクの削減及び紛争・危機・自然災害に際して、協調的に関与できるようにするためには、IFLA には次の 6 点が必要である。

- 1) 各国における文化遺産の保有状況及びそれら文化遺産の災害や紛争に対するぜい弱性を把握すること
- 2) IFLA 内外の関係者との協力関係を積極的に構築すること
- 3) 適時に関係者間で協調して行動できるように備えておくこと
- 4) 非常事態に対応する際取るべき手順を知っていること
- 5) 速やかな文化財救済のための資金調達を支援すること
- 6) 災害関連の IFLA の活動を広く知らせること

序文

IFLA は、

武力紛争・危機・自然災害による近年の文化遺産の甚大な損失を懸念し、

文化遺産である物品の多くは唯一無二であること、そして、これらの物品の消失は社会及び人類全体にとって決定的な損失であり、回復不能な貧困をもたらすことを強調し、

文化遺産の保護対策を講ずる必要があること、文化遺産が脅威にさらされるかもしれない状況下では特にその必要があることを認識し、

武力紛争・危機・自然災害の際の文化遺産の保護は、その貴重な文化遺産がある国の財政、人材、技術力に限界があるため、不完全であることが多いということを考慮に入れ、

各国が自国の文化遺産を保護する権利や一義的な責任を尊重し、

文化遺産に関する既存の国際条約、勧告、宣言や憲章は、唯一無二でかけがえのない物の保護の重要性を示しているということを考慮し、

1954 年の「武力紛争の際の文化財保護に関する条約」、1954 年の「同第一議定書」及び 1999 年の「同第二議定書」、1972 年の「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」及び 2005 年の「文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約」を思い起こし、

さらに、ブルーシールド国際委員会の声明である、2011 年の「危機的状況にある文化遺産保護に関するソウル宣言」、1998 年の「非常時及び例外的な状況における文化遺産の保護に関するラデンチ宣言」、2004 年のトリノ宣言及び 2005 年の「国際連合兵庫行動枠組」を参照し、

IFLA の任務・基本理念・方針は、世界中で図書館・情報分野の協会、図書館、またそこで働く人々の利益を代表し、社会における図書館の役割を示すことだということを思い起こし、

IFLA は、「関与の原則」を是認する。

1 目的

「関与の原則」の目的は次のとおり：

- a) 文化財の保護と尊重を奨励する。特に災害時のリスク管理への関心を高めて促進することによりこれを行う。
- b) 危険に瀕する図書館のコレクションと文化遺産を守るために助言する役割を担う。
- c) 災害への効果的な予防、対応及び復旧を行うために国際的かつ組織横断的な協力と支援を提供する。

- d) 図書館に関わる動産及び不動産文化財を脅かす脅威あるいは緊急事態への国際的対応を促進する。
- e) ユネスコ、図書館、文書館、博物館、歴史的建造物や遺跡に関わる団体及びブルーシールド国際委員会の戦略や活動を通じて、文化遺産に関わる活動への協力と参加を促進し強化する。
- f) いかなる関与も、確実に IFLA の資源提供力、専門知識レベル、必要とされる成果を達成する能力の範囲内で行う。

2 介入の条件

「関与の原則」は、武力紛争・危機・自然災害に関わる IFLA の方針、対策及び活動に適用するものとする。当該原則は、紛争・危機・自然災害に対する予防、対応及び復旧活動に IFLA とそのメンバーが関与するか否か及び関与する場合の条件を決定する指針となるべきものである。効果的かつ積極的対策を確実に実施するために、IFLA は次のことを行う：

- a) 入手可能なハザードマップ^(*1)、ぜい弱性マップ^(*2)、リスクマップ^(*3)に基づき、危険区域を把握し監視する。適時に、災害管理組織や自主防災組織との協力により、災害に対する予防及び対応訓練を企画する。
- b) 被害・脅威・リスクの程度を評価するために、紛争・危機・自然災害の状況に関する全ての関連情報を収集する。
- c) 全国レベルの図書館協会、国立図書館、PAC 地域センター、ブルーシールド国内委員会、ユネスコなどを通じて、当該国・地域から IFLA の会長あるいは事務局長に対して、災害後の支援や復旧に関する照会がなされることを要請する。
- d) 現場でのいかなる支援も、Stichting IFLA 基金^(*4)のような IFLA 内の手段あるいは外部基金を利用して、現地組織と連携して実施する。
- e) 災害管理に関する団体や自主防災組織との調整を行う。
- f) 初期の介入段階においては、その国／地域がもつ資源や対応能力を考慮に入れる。
- g) 活動や介入領域に関しては、IFLA の戦略や使命との整合性を確保する。
- h) 身の安全が可能な限り確保された場合にのみ、紛争・危機・災害時における介入を行う。
- i) 可能な限り円滑で効果的かつ合法的な介入となるように、その国ですでに活動している文化遺産関係団体及びその他の団体並びに現地地の自治体と協働して介入を組織する。

(*1) 被害をもたらす危険因子を示す地図

(*2) 危険因子による被害をうけやすい文化遺産に関する地図

(*3) 総合的な災害危険度を示す地図

(*4) IFLA の活動を支援するために 2007 年に設立された基金

3 活動の指針

次のことを尊重した活動を実施すべきである。

中立性：IFLA は不偏不党である。つまり、文化遺産の種類、国、信条、表現、民族的背景、政治・経済制度に関係なく、災害への備え、対応、復旧、復興により文化遺産を保護すべき

である、ということである。さらに、IFLA は各国の内政上の問題や紛争に干渉しない。

専門性：IFLA は、基準を遵守し、現地の状況を尊重した活動を行う。IFLA は「図書館協会の機能強化のためのプログラム」を通じた専門的能力の開発を支援する。ハザードマップ等で潜在的な危険が示唆されている地域を、図書館協会の機能強化の対象とすることで、将来的に基準を遵守した介入を行うための土台を築くことになる。

持続可能性と能力開発：IFLA は、文化遺産を個人及び社会の貴重な財産とみなす。文化遺産の保護と復旧は、現在及び将来の世代の持続可能な発展にとって不可欠である。持続可能性と能力開発は、いかなる介入においても主要な要素である。

完全性：IFLA は、文化遺産を文化的アイデンティティの象徴として、また、持続可能な発展の根源として尊重し、将来の世代への継承を阻害するような損傷を防ぐ。文化遺産を尊重することは、文化的アイデンティティを尊重するための基礎となる。文化遺産については総体で検討されるべきである。特に、図書館が歴史的建造物や歴史的地域に設置されている場合には、その必要性が高い。コレクション、作品、その他いかなる動産文化財も、その環境から切り離してはならない。

非営利性：いかなる介入も非営利で行うべきである。

協力：IFLA は、現地の協力者、災害管理組織、自主防災組織、文化機関、文化団体、その他ユネスコ、ブルーシールド国際委員会等の文化遺産関連機関及びその加盟機関、IFLA の関連分科会・活動、PAC 地域センターと協力する。協力の目的は、各国による文化遺産の保全対策を強化することとすべきである。さまざまな利害が関係することを考慮に入れて、適切な調整を行うべきである。

透明性：IFLA は、活動の目的と活動への関わりについて明示し、進捗について定期的に報告を行う。

IFLA と協力者は、人道的活動において広く受け入れられている行動規範に従う。

● 「兵庫行動枠組」：

http://www.unisdr.org/files/1037_hyogoframeworkforactionenglish.pdf

● 「スフィア・プロジェクト」人道原則：

<http://www.sphereproject.org/>

● 「赤十字国際委員会」行動規範

<http://www.icrc.org/eng/resources/documents/misc/64zahh.htm>

● 「人道支援団体説明責任パートナーシップ」による財政管理原則：

<http://www.hapinternational.org/>

4 関与レベル

情報共有

IFLA は、次のことに取り組むこととする。

- a) ハザードマップ、ぜい弱性マップ、リスクマップを通じて、危機に瀕している地域のデータバンクを開設し、情報提供する。
- b) 世界中の文化遺産に対する脅威についての情報を、IFLA のメンバー、協力者、そして一般の人々と共に、IFLA のウェブサイトを通じて、収集・共有・交換する。
- c) IFLA 本部内の既存の機構を通じて、関連情報や統計、模範事例の収集、分析、普及を促進する。
- d) 紛争・危機・自然災害時における図書館関係活動に関する情報共有のための責任者を指名する。

社会的認知

IFLA は、次のことに取り組むこととする。

- a) 紛争・危機・自然災害時の文化遺産の保護を目的とする基本文書の起草、批准、履行を奨励する。
- b) 文化遺産について責任をもつ全てのレベルの人々に、リスク管理の望ましい在り方を普及する。
- c) 能力育成と支援プログラムを通じて、文化遺産の保護の重要性の理解を奨励し、促進する。
- d) 意思決定者や専門職員に、災害の防止または軽減、準備、対応、復旧対策の推進の必要性について、意識喚起に努める。
- e) 紛争・危機・自然災害時における図書館関連の文化遺産の被害や活動に関する一般の人々の認知を高める。
- f) 緊急事態に適切に対応できるよう専門的知識を提供する。

協力

重複を避け、活動の有効性を最適化するために、IFLA は、次のことに取り組むこととする。

- a) 協力者間の対話を促進する。
- b) 文化遺産の保護及び保全のためのデータ収集及び模範事例について、情報を交換し、専門知識を共有する。
- c) 情報の蓄積と普及、認知向上、準備と対応など、関連する全ての領域で、国際的な協力者や専門家、国立図書館と緊密に連携して活動する。また、紛争・危機・災害が起こっている国で、すでに機能している組織を十分に利用する。

現場での関与

IFLA は、他の機関や団体と協働して、次のことに取り組むこととする。

- a) 緊急時の迅速な介入のための資源を明らかにする。
- b) 図書館関連の文化遺産が消滅の危機にある、重大な脅威にさらされている、そうでなければ緊急の保全を必要としている等、特殊な状況にあることを判定する。

- c) 作業が適切な方法で間違いなく行われていることを確認するための専門知識を提供する。
- d) 文化遺産の識別や評価、保護、保存、修復の分野の職員及び専門家を養成するための資源を明らかにする手助けをする。
- e) 当該国が保有していないか、または購入することができない機材を供給するための資金提供に努める。

5 ニーズ評価

IFLA は、関与を検討する際に採るべき手順について定める。IFLA による関与は、以下の各項に関するニーズ評価の結果に基づいて決まる。

- a) 必要とされる関与の方式が、「4 関与レベル」に明記されているものであること
- b) 予想されるコスト
- c) 緊急度
- d) 図書館関連の文化遺産の重要度（危険因子、ぜい弱性、リスクに関する既存の評価に基づく部分もある）
- e) 現地の対応能力及び専門知識
- f) 当該地域の最新の政治的、社会的又は保健医療事情

6 顧問団

これらの「関与の原則」の実施と IFLA による支援の在り方は、顧問団（Advisory Group）が管理し、IFLA 運営理事会に報告するものとする。顧問団は資料保存コア活動及び資料保存分科会の長並びに関連する専門知識を持ち、IFLA 運営理事会から指名された 3 名のメンバーで構成されるものとする。顧問団の機能や責務はその付託事項に示される。IFLA 本部は顧問団に対する運営上の支援を行うものとする。

7 評価

いかなる活動も、関与の前、関与中、関与後に、体系的かつ客観的に評価されるものとする。また、プログラムやプロジェクトのみならず、組織、戦略、政策及び協力のレベルまで含めて評価するものとする。経済協力開発機構開発援助委員会（OECD DAC）の「DAC 評価 5 項目」に従い、いかなる関与も次の基準に照らして評価されるものとする。

- 妥当性：その関与が、対象、受益者及び IFLA の優先課題に合致している程度
- 効率性：投入資源との関連で質的・量的なアウトプットを測る尺度
- 有効性：その関与の目標達成度
- 持続可能性：資金援助終了後も活動の便益が持続するかどうかの尺度
- インパクト：直接又は間接に、意図的又は意図せずに、多数の住民・地域・社会全体に対して、その関与が及ぼす広域的な影響。その影響により、現地の社会指標、経済指標、環境その他の指標に肯定的あるいは否定的な変化が生ずるだろう。

2012 年 4 月 4 日、オランダ、ハーグにおける IFLA 運営理事会にて承認